

電気料金種別定義書

【動力タイプ】

ヒカリデンキ

総販売元

ヒカリレンタ中日本株式会社

目次

I.	総則	2
1.	適用	2
2.	実施期日	2
3.	定義	2
II.	契約種別および電気料金.....	2
4.	契約種別	2
5.	動力タイプ	2
6.	電気料金	3
III.	契約の変更	3
7.	契約電力の変更	3
8.	本定義書の変更および廃止.....	3
別表	4	
1.	電気料金	4
2.	燃料費調整	4

I. 総則

1. 適用

- (1) 電気料金種別定義書【動力タイプ】（以下、「本定義書」といいます。）は、当社の電気供給約款（以下、「電気供給約款」といいます。）に基づき、動力をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金、その他の条件を定めたものです。
- (2) 本定義書は、一般送配電事業者である北陸電力株式会社が維持、運用する区域において適用します。
- (3) 本定義書に定める料金および燃料費調整における基準単価の金額はすべて消費税等相当額を含みます。

2. 実施期日

「本定義書」は、2018 年 12 月 1 日より実施するものとします。

3. 定義

- (1) 夏季
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。
- (2) その他季
毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。
- (3) その他の言葉は、電気供給約款によるものとします。

II. 契約種別および電気料金

4. 契約種別

契約種別は、次のとおりとします。

需要区分	提供エリア	契約種別
	北陸電力管内	動力タイプ（北陸）

5. 動力タイプ

- (1) 適用範囲
動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
 - イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
 - ロ 1 需要場所において電灯または小型機器とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。
- (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線

式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約電力

契約電力は、需要場所における負荷設備の内容等を基準として、お客さまとの協議によって定めます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

6. 電気料金

- (1) 料金は、基本料金、従量料金、電気供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表 2（燃料費調整）により算定された燃料費調整額を加えたものとします。
基本料金、従量料金は、別表 1（電気料金）のとおりとします。
- (2) 割引特約が適用される場合、割引額を反映した料金を計算します。

III. 契約の変更

7. 契約電力の変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約電力の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電力にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電力を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約電力を変更することはできません。
- (3) 契約電力の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款 2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

8. 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気供給約款 2（電気供給約款の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

別表

1. 電気料金

1月あたりの基本料金、従量料金単価は、次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	基本料金		従量料金単価		
北陸電力管内	契約容量			夏季	その他季
	最初の1キロワット	1069.44 円	1キロワット時につき	17.72 円	15.69 円
	追加1キロワットにつき	763.89 円			

2. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、および γ は、契約種別ごとに以下のとおりといたします。

動力タイプ（北陸）	$\alpha = 0.2303$	—	$\gamma = 1.1441$
-----------	-------------------	---	-------------------

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は1 銭とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が(ニ)上限価格以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準価格}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が(ニ)上限価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{上限価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準価格}}{1,000}$$

(ハ) 基準燃料価格、上限価格は以下のとおりといたします。

契約種別	基準燃料価格	上限価格
動力タイプ（北陸）	21,900 円	32,900 円

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の検針日から 6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の6月の検針日から 7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の検針日から 8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の検針日から 9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の検針日から 10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の検針日から 11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の検針日から 12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の 1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から 2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から 3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から 4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間	翌年の4月の検針日から 5月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算出された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

動力タイプ（北陸）	1 キロワット時につき	15 銭 8 厘
-----------	-------------	----------